

# DV(ドメスティック・バイオレンス)は犯罪にもなる 重大な人権侵害です

## 問題

配偶者から暴力(身体的・心理的・性的)を1度でも受けたことのある女性はどれくらいいるでしょうか？

① 約10%

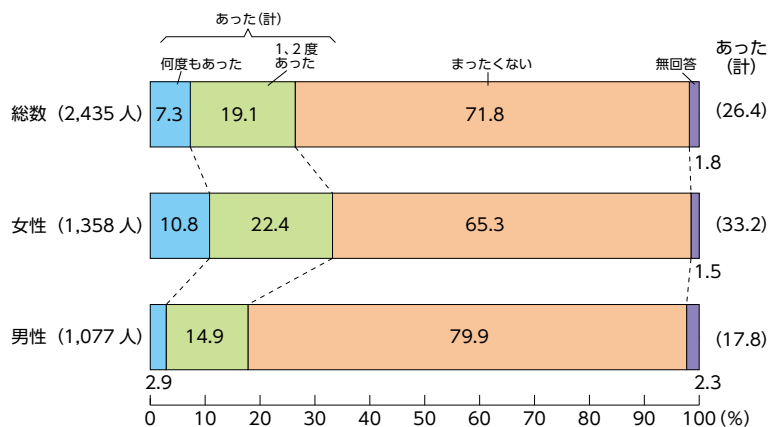
② 約20%

③ 約30%



配偶者からの被害経験

「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



〈出所:平成21年版男女共同参画白書〉

### ポイント

女性の3人に1人が、DVを1度でも受けたことがあると回答しています。身近な人から相談を受けた場合は、下記の公的な相談窓口を教えてあげてください。

答. ③ (33.2%)

### 【相談機関】

- 配偶者暴力相談支援センター
  - ・ 愛媛県婦人相談所 ☎089(927)3490
  - ・ 愛媛県女性総合センター ☎089(926)1644
- 愛媛県警察本部 警察総合相談室 ☎0120-31-9110、#9110
- 松山市役所母子婦人児童相談室 ☎089(948)6413
- 松山市男女共同参画推進センター・コムズ相談室 ☎089(943)5770